b　電気工事
ⅰ　建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成15年度以降に元請として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす電気工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(建築一式工事における実績を含む。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)
c　管工事
ⅰ　建設業法で求める主任技術者又は監理技術者の資格を有する者であること。
ⅱ　平成15年度以降（過去15年度）に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす管工事の新設工事に従事し完成・引渡しが完了した施工の経験を有する者であること。(建築一式工事における実績を含む。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

③　工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。)は、以下の要件を満たすこと。
ア　2(1)3）①アに同じ。
イ　2(1)3）①イに同じ。
ウ　2(1)3）①ウに同じ。
エ　2(1)3）①エに同じ。
オ　平成15年度以降（過去15年度）に元請として、下記ａ・ｂに示す工事監理業務を実施し完了した新営建物の工事監理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。
ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）
大学校舎、研究施設、病院、庁舎
※１　ここでの病院とは、医療法上の病院を指し、20床以上の病床（入院施設）を有する建築物とする。
※２　ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。)がその事務を処理するために使用する建築物をいう。
ｂ　建物規模
鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、４層以上（地下階も可)かつ延べ面積4,000㎡以上
※上記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績（企業）が必要となる。
カ　平成15年度以降（過去15年度）に管理技術者又は主任担当技術者として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者（※１、担当分野を問わない。)及び主任担当技術者（※１、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること（※２)。ただし、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記ａ・ｂに示す工事監理の実績を有していなければならない。
※１　管理技術者、主任担当技術者の定義等及び資格については、2(1)3）①カと同じ。
※２　工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ、当該複数企業で原則１名記載すればよいものとする。
ａ　建物用途（下記のいずれかの用途のもの）
大学校舎、研究施設、病院、庁舎
※ここでの病院とは、医療法上の病院を指し、20床以上の病床(入院施設）を有する建築物とする。
※ここでの庁舎とは、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。)がその事務を処理するために使用する建築物をいう。
ｂ　建物規模
鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、４層以上（地下階も可)かつ延べ面積4,000㎡以上（主任担当技術者にあっては、建築分野・構造分野・電気分野・機械分野の各担当業務）
※上記ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績（技術者）が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。
ア　文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）又は大学において平成31・32・33年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ又はＢの等級に格付けされている者であること。競争参加資格確認申請書を提出する際に同格付けを得ていない者は、平成28・29・30年度に係る同格付けを得ていることを示す書類を提出し、平成31・32・33年度に係る同格付けを得たときは速やかに同格付けを得ていることを示す書類を提出すること。平成31・32・33年度に係る同格付けを得ていることを示す書類は、入札書等及び提案書の提出期限までに提出するものとし、期限までに同書類を提出しなかった入札参加企業又は入札参加グループの入札は無効とする。なお、やむを得ず平成28・29・30年度に係る同格付けを得ていることを示す書類を提出できない場合は、担当部局の指示に従うこと。
イ　平成15年度以降（過去15年度）に元請として、下記ａに示す維持管理業務（ただし、建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務と同種の業務がすべて含まれていること。)を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
ａ　建物規模
４層以上かつ延べ面積4,000㎡以上
ウ　複数の者で実施する場合には、建物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃衛生管理業務のうちで担当する業務をそれぞれ明示し、担当する業務において、ア、イの要件のすべてを満たすこと。

⑤　民間付帯施設事業に当たる者の資格等要件は問わない。

４）競争参加資格確認基準日
競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、３）①ア、３）②ア、３）③ア、３）④アに示す一般競争参加資格等の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書等及び提案書の提出期限までに同要件を満たしていることを確認出来る資料を提出することを条件として、競争参加資格があると認めるものとする。

５）入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等
①　競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産、指名停止等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、入札書等及び提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。)しようとする者にあっては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において(1)の１）・２）・３）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。